

令和5年第2回江差町議会定例会資料

資料1：新豊川団地漏水事故対策【報告第3号・承認第1号関係】	…P 1
資料2：江差町国民健康保険税条例改正概要及び新旧対照表【議案第1号関係】	…P 3
資料3：江差町介護保険条例改正新旧対照表【議案第2号関係】	…P 29
資料4：江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 改正新旧対照表【議案第3号関係】	…P 31
資料5：低所得世帯価格高騰支援給付金事業概要【議案第4号関係】	…P 33
資料6：エエ町江差みんなの商品券事業概要【議案第4号関係】	…P 35
資料7：低所得子育て世帯価格高騰支援給付金事業概要【議案第4号関係】	…P 37
資料8：日明保育園屋根雨漏り板金補修工事概要【議案第4号関係】	…P 39
資料9：檜山地域人材開発センター西面外壁改修概要【議案第4号関係】	…P 41
資料10：経営発展支援事業（初期投資促進）概要【議案第4号関係】	…P 43
資料11：新豊川団地駐車場街灯LED化改修工事概要【議案第4号関係】	…P 45
資料12：学習指導員配置事業概要【議案第4号関係】	…P 47

新豊川団地漏水事故対策資料

年度	令和5年度	補正時期	令和5年5月23日専決処分
担当課係名	財政課住宅管財係	事業年度	令和5年度
事業名	新豊川団地漏水事故対策		
予算区分	一般会計	予算科目	土木費・住宅費・住宅管理費
第6次総合計画との関係	第3編第2章分野別施策 基本方針 具体的な施策	(20)住宅・住環境 ① 町営住宅の適正管理 ■町営住宅の適正な維持修繕と居住水準の向上	成果指標（影響値）

◆事業の概要（施設の概要、計画など）

令和5年4月20日未明、町営住宅新豊川団地1号棟B号室（A氏居宅）において、電気温水器の給水管が経年劣化により漏水し、同室に入居するA氏の家財に被害を与えたほか、同室の復旧等に係る経費、また隣接する2号棟及び3号棟の未然防止対策として係る経費を補正するもの。

■被害額 1,014千円（うち入居者損害賠償額 34,408円）

【被害額の主な内訳】

- ・入居者損害賠償額 35千円
- ・畳 106千円
- ・緊急点検経費 35千円
- ・修繕材料費等 145千円
- ・緊急修繕（B号室） 50千円
- ・予防修繕（B号室以外の10戸） 643千円

■補正予算額 1,014千円（一般財源987千円、その他27千円）

※令和5年5月23日付専決処分

■新豊川団地漏水事故箇所図



江差町国民健康保険条例の一部改正の概要

改正条項等	改正概要	要
○ 第2条 (課税額)	1 地方税法施行令改正にあわせて改正 課税限度額の引上げ ・ 後期高齢者支援金等課税額 (現行) 20万円 ⇒ (改正後) 22万円	
○ 第3条 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)	2 国民健康保険税率の改正 基礎課税額 (医療分) に係る所得割額の税率の改正 ・ (現行) 100分の7.25 ⇒ (改正後) 100分の7.45 (+0.20)	
○ 第4条 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)	3 国民健康保険税率の改正 基礎課税額 (医療分) に係る均等割額の改正 ・ (現行) 19,700円 ⇒ (改正後) 23,100円 (+3,400円)	
○ 第5条 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)	4 国民健康保険税率の改正 基礎課税額 (医療分) に係る平等割額の改正 ・ 一般 (現行) 24,000円 ⇒ (改正後) 23,500円 (▲500円) ・ 特定世帯 (現行) 12,000円 ⇒ (改正後) 11,750円 (▲250円) ・ 特定継続 (現行) 18,000円 ⇒ (改正後) 17,625円 (▲375円)	
○ 第6条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)	5 国民健康保険税率の改正 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の税率の改正 ・ (現行) 100分の2.70 ⇒ (改正後) 100分の2.75 (+0.05)	
○ 第7条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)	6 国民健康保険税率の改正 後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額の改正 ・ (現行) 7,200円 ⇒ (改正後) 8,400円 (+1,200円)	
○ 第7条の2 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)	7 国民健康保険税率の改正 後期高齢者支援金等課税額に係る平等割額の改正 ・ 一般 (現行) 8,800円 ⇒ (改正後) 8,600円 (▲200円)	

改正条項等	改正概要	要
○ 第8条 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯 (現行) 4,400円 ⇒ (改正後) 4,300円 (▲100円) ・ 特定継続 (現行) 6,600円 ⇒ (改正後) 6,450円 (▲150円) 	
○ 第8条 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (現行) 100分の1.90 ⇒ (改正後) 100分の1.92 (+0.02) 	
○ 第9条 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (現行) 7,100円 ⇒ (改正後) 8,000円 (+900円) 	
○ 第9条の2 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (現行) 6,600円 ⇒ (改正後) 6,400円 (▲200円) 	
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	<ul style="list-style-type: none"> 11 地方税法施行令改正にあわせて改正 減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 5割軽減基準額 (現行) 43万円 + (28.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 (改正後) 43万円 + (29万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 ・ 2割軽減基準額 (現行) 43万円 + (5.2万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 (改正後) 43万円 + (5.3.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 	
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	<ul style="list-style-type: none"> 12 国民健康保険税率の改正 均等割額及び平等割額の改正に伴う、各軽減率に応じた額の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 7割軽減 (第1号) <ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎課税額 (医療分) 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割 ⇒ 13,790円 平等割 (一般) ⇒ 16,450円 平等割 (特定世帯) ⇒ 8,225円 平等割 (特定継続) ⇒ 12,337円

改正条項等	改正概要		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 後期高齢者支援金等課税額 ■ 介護納付金課税額 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割 平等割 均等割 平等割 	<ul style="list-style-type: none"> 5,040円 ⇒ 6,160円 ⇒ 3,080円 ⇒ 4,620円 ⇒ 4,970円 ⇒ 4,620円 ⇒
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5割軽減 (第2号) ■ 基礎課税額 (医療分) ■ 後期高齢者支援金等課税額 ■ 介護納付金課税額 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割 平等割 均等割 平等割 	<ul style="list-style-type: none"> 9,850円 ⇒ 12,000円 ⇒ 6,000円 ⇒ 9,000円 ⇒ 3,600円 ⇒ 4,400円 ⇒ 2,200円 ⇒ 3,300円 ⇒ 3,550円 ⇒ 3,300円 ⇒
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2割軽減 (第3号) ■ 基礎課税額 (医療分) ■ 後期高齢者支援金等課税額 ■ 介護納付金課税額 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割 平等割 均等割 平等割 均等割 平等割 	<ul style="list-style-type: none"> 3,940円 ⇒ 4,800円 ⇒ 2,400円 ⇒ 3,600円 ⇒ 1,440円 ⇒ 1,760円 ⇒ 880円 ⇒ 1,320円 ⇒ 1,420円 ⇒ 1,320円 ⇒
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第23条 (国民健康保険税の減額) 	13 未就学児の被保険者均等割額に係る減額の改正		

改正条項等	改正概要	要
	<p>■ 基礎課税額（医療分） 被保険者均等割額から、未就学児1人について次に定める額を減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7割軽減（第1号）に規定する金額を減額した世帯 ⇒ 2,955円 ⇒ 3,465円 ・ 5割軽減（第2号）に規定する金額を減額した世帯 ⇒ 4,925円 ⇒ 5,775円 ・ 2割軽減（第3号）に規定する金額を減額した世帯 ⇒ 7,880円 ⇒ 9,240円 ・ 上記に掲げる世帯以外の世帯 ⇒ 9,850円 ⇒ 11,550円 <p>■ 後期高齢者支援金等課税額 被保険者均等割額から、未就学児1人について次に定める額を減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7割軽減（第1号）に規定する金額を減額した世帯 ⇒ 1,080円 ⇒ 1,260円 ・ 5割軽減（第2号）に規定する金額を減額した世帯 ⇒ 1,800円 ⇒ 2,100円 ・ 2割軽減（第3号）に規定する金額を減額した世帯 ⇒ 2,880円 ⇒ 3,360円 ・ 上記に掲げる世帯以外の世帯 ⇒ 3,600円 ⇒ 4,200円 	
○ 第23条の2 (特例対象被保険者等に係る 国民健康保険税の課税の特 例)	14 規定の整備 ・ 本条例第24条の2の改正に伴う規定の整備	
○ 第24条の3 (特例対象被保険者等に係る 申告)	15 国民健康保険条例改正にあわせて改正 ・ 対応する国民健康保険条例参考例（第27条の3）の規定の書きぶりとあわせるもの	
○ 附則第2項、第3項、第4 項、第6項、第7項、第8項、 第9項、第12項、第13項	16 規定の適正化 ・ 対応する法令の規定の書きぶりとあわせるもの	
○ 附則第14項 (新型コロナウイルス感染症 の影響による国民健康保険税 の減免の特例)	17 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例の終了 5類感染症に移行したことにより、国の財政支援が終了するもの。 ・ 減免の特例規定を削除	

令和5年度 江差町国民健康保険税率の算定等について

1. 令和5年度 国民健康保険事業納付金

(単位：円)

	令和4年度	令和5年度	増減
納付金確定額	187,673,601	187,936,401	262,800
医療分	136,071,316	135,168,616	-902,700
一般分	136,022,376	135,168,616	-853,760
退職分	48,940	0	-48,940
支援金分	40,080,952	40,661,011	580,059
一般分	40,080,952	40,661,011	580,059
退職分	0	0	0
介護分（退職分含む）	11,521,333	12,106,774	585,441

2. 令和5年度 国保必要保険税額

(単位：円)

	令和4年度	令和5年度	増減	
医療分	納付金額	136,022,376	135,168,616	-853,760
	(+) 調整	+ 2,268,000	+ 2,385,000	117,000
	(-) 調整	- 39,570,552	- 37,797,945	1,772,607
	所要額	98,719,824	99,755,671	1,035,847
	必要保険税額	102,300,336	103,373,752	1,073,416
支援金分	納付金額	40,080,952	40,661,011	580,059
	(+) 調整	0	0	0
	(-) 調整	- 3,980,405	- 4,271,122	-290,717
	所要額	36,100,547	36,389,889	289,342
	必要保険税額	37,409,893	37,709,730	299,837
介護分	納付金額	11,521,333	12,106,774	585,441
	(+) 調整	0	0	0
	(-) 調整	- 1,173,493	- 1,592,762	-419,269
	所要額	10,347,840	10,514,012	166,172
	必要保険税額	10,723,150	10,895,349	172,199
合計	納付金額	187,624,661	187,936,401	311,740
	(+) 調整	+ 2,268,000	+ 2,385,000	117,000
	(-) 調整	- 44,724,450	- 43,661,829	1,062,621
	所要額	145,168,211	146,659,572	1,491,361
	必要保険税額	150,433,379	151,978,831	1,545,452

■ 必要保険税額に対する税率の算定は退職分を除く一般分により算定

■ 「納付金額」は北海道に納付する国保事業費納付金の額

■ 「(+)調整」は町の保健事業や特定検診に要する経費。「(-)調整」は国や道の交付金や過年度保険税収納分等の控除対象経費

■ 「必要保険税額」は、所要額に対し算定収納率（96.5%）として算出

3. 令和5年度 国保税率

納付金通知から算定された必要保険税額を基に、令和5年度の推計世帯数、被保険者数、応益・応能比率により税率を算定。

なお、令和5年度については、北海道が示す「統一保険料」に向けて、令和6年度から応能・応益の比率が所得割47%、均等割32%、平等割21%とされることから、令和6年度までに北海道の賦課割合と段階的に同率となるよう、応能・応益比率を調整し税率を算定したものである。

令和5年度の税率については、国保必要保険税額1,545,452円の増額とそれを支える国保世帯数・被保険者数の減少により、ほとんどの世帯で昨年度と比較し負担増となる見込みである。

(単位：%、円)

		令和4年度	令和5年度	比較
医療分	所得割	7.25%	7.45%	0.20%
	均等割	19,700	23,100	3,400
	平等割	24,000	23,500	-500
支援金分	所得割	2.70%	2.75%	0.05%
	均等割	7,200	8,400	1,200
	平等割	8,800	8,600	-200
小計	所得割	9.95%	10.20%	0.25%
	均等割	26,900	31,500	4,600
	平等割	32,800	32,100	-700
介護分 (40才以上)	所得割	1.90%	1.92%	0.02%
	均等割	7,100	8,000	900
	平等割	6,600	6,400	-200
合計	所得割	11.85%	12.12%	0.27%
	均等割	34,000	39,500	5,500
	平等割	39,400	38,500	-900

■ 世帯数・被保険者数

		令和4年度	令和5年度	増減
世帯数 (世帯)	医療・支援	1,083	1,026	-57
	介護	394	377	-17
被保険者数 (人)	医療・支援	1,504	1,389	-115
	介護	448	426	-22

■ 応能・応益の配分比率は、約「47：53」の比率により積算

区分	配分比率	説明
応能	47	世帯に属する被保険者の前年の所得額に税率をかけて積算
応益	31	被保険者1人あたりの税額
	22	加入世帯1世帯あたりの税額

4. 地方税法施行令の改正

(1) 地方税法施行令の改正に伴い、以下のとおり課税限度額を改正。

(単位：円)

	令和4年度	令和5年度	比較
後期高齢者支援金分	200,000	220,000	20,000

(2) 地方税法施行令の改正に伴い、以下のとおり減額措置に係る軽減判定所得の基準額を改正。

① 5割軽減基準額

〔現 行〕 43万円 + (28.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

〔改正後〕 43万円 + (29万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

② 2割軽減基準額

〔現 行〕 基礎控除額43万円 + (52万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

〔改正後〕 基礎控除額43万円 + (53.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

5. 未就学児の均等割額に係る軽減措置額の改正

令和4年度から、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険被保険者のうち未就学児に係る均等割額の5割軽減を実施しております。

また、世帯所得に応じて7割・5割・2割の軽減措置を受ける世帯の未就学児については、軽減適用後の金額からさらに5割を軽減しております。

なお、令和5年度については税率改正に伴い、以下のとおり軽減額を改正します。

○未就学児1人当たりの均等割軽減額

(単位：円)

世帯所得による軽減割合		令和4年度	令和5年度	比較
医療分	7割軽減世帯 未就学児に係る減額	2,955	3,465	510
	5割軽減世帯 未就学児に係る減額	4,925	5,775	850
	2割軽減世帯 未就学児に係る減額	7,880	9,240	1,360
	所得に係る軽減のない世帯 未就学児に係る減額	9,850	11,550	1,700
支援金分	7割軽減世帯 未就学児に係る減額	1,080	1,260	180
	5割軽減世帯 未就学児に係る減額	1,800	2,100	300
	2割軽減世帯 未就学児に係る減額	2,880	3,360	480
	所得に係る軽減のない世帯 未就学児に係る減額	3,600	4,200	600

6. 国民健康保険税に係る減免の特例の終了

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例については、5類の感染症に位置づけられたことにより、国の財政支援が終了し減免措置についても令和4年度をもって終了となります。

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>220,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>220,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に10分の7.45を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3,100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>200,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>200,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に10分の7.25を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>23, 500円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>11, 750円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>17, 625円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に10分の<u>2. 75</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>24, 000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>12, 000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>18, 000円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に10分の<u>2. 70</u>を乗じて算定する。</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,600円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,300円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>6,450円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.92</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>8,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,400円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,400円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>6,600円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.90</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>7,100円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,600円</u>とする。</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が220,000円を超える場合には220,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつ</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が200,000円を超える場合には200,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が50,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつ</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>ては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>16,170円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16,450円</u> ・ 特定世帯 <u>8,225円</u> ・ 特定継続世帯 <u>12,337円</u> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,880円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>ては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>13,790円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16,800円</u> ・ 特定世帯 <u>8,400円</u> ・ 特定継続世帯 <u>12,600円</u> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,040円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6, 0 2 0 円</u></p> <p>・特定世帯 <u>3, 0 1 0 円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>4, 5 1 5 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5, 6 0 0 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4, 4 8 0 円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、<u>290,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>11, 5 5 0 円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6, 1 6 0 円</u></p> <p>・特定世帯 <u>3, 0 8 0 円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>4, 6 2 0 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4, 9 7 0 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4, 6 2 0 円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、<u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>9, 8 5 0 円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,750円</u></p> <p>・特定世帯 <u>5,875円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>8,812円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,200円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,300円</u></p> <p>・特定世帯 <u>2,150円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>3,225円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,000円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,200円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所屬者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該</p>	<p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,000円</u></p> <p>・特定世帯 <u>6,000円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>9,000円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3,600円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,400円</u></p> <p>・特定世帯 <u>2,200円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>3,300円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3,550円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,300円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所屬者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>5,350,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,620円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,700円</u> ・ 特定世帯 <u>2,350円</u> ・ 特定継続世帯 <u>3,525円</u> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,680円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,720円</u> ・ 特定世帯 <u>860円</u> ・ 特定継続世帯 <u>1,290円</u> 	<p>給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>5,200,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,940円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,800円</u> ・ 特定世帯 <u>2,400円</u> ・ 特定継続世帯 <u>3,600円</u> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,440円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,760円</u> ・ 特定世帯 <u>880円</u> ・ 特定継続世帯 <u>1,320円</u>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,600円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,280円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合）にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,465円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,775円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,240円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11,550円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の</p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,420円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,320円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合）にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>2,955円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,925円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,880円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>9,850円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 260円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 100円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 360円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 200円</u></p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等)をいう。第24条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及びび」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した</p>	<p>被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 080円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 800円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 880円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3, 600円</u></p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等)をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及びび」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。 (特例対象被保険者等に係る申告) 第24条の3 (略)</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税者は、<u>雇用保険受給資格者証</u>(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は<u>雇用保険受給資格通知</u>(同令第19条第3項に規定するものをいう。)を提示しなければならぬ。</p> <p>附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5第1項に規定する総所得金額</u>(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,</p>	<p>金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。 (特例対象被保険者等に係る申告) 第24条の3 (略)</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税者は、<u>雇用保険受給資格証</u>(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の<u>特例対象被保険者等</u>であることの事実を証明する書類を提示しなければならぬ。</p> <p>附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5第1項に規定する総所得金額</u>(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>000円)とあるのは「1, 250, 000円)とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の<u>規定の適用</u>については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の<u>規定の適用</u>については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2</p>	<p>000円)とあるのは「1, 250, 000円)とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条<u>第1項の規定の適用</u>については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条<u>第1項の規定の適用</u>については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の1規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則</p>	<p>第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に</p>	<p>則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る 国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同項第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額または法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同項第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同項第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額または法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同項第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の<u>規定の適用</u>については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に</p>	<p>1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の<u>規定の適用</u>については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第2.3条の<u>規定</u>の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(削除)</p>	<p>規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第2.3条第1項の<u>規定</u>の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例</u>)</p> <p><u>14 新型コロナウイルス感染症の影響により第24条の2第1項第1号の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、令和4年度分の国民健康保険税であつて、令和4年4月1日から令和</u></p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
	<p>5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている国民健康保険税の全部又は一部について減免する。</p>

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第6条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収の対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)及び令和4年度以前の年度分の保険料であつて令和5年4月1日以降に納期限が定められているものの減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件に満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第6条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収の対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。) _____ の減免について、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件に満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表 (第2条関係) 中	法令又は条例に基づく委員	別表 (第2条関係) 中	法令又は条例に基づく委員
社会福祉委員	委員長 副委員長 委員	社会福祉委員	委員長 副委員長 委員
介護認定審査会委員	委員長 副委員長 委員	介護認定審査会委員	委員長 副委員長 委員
障害支援区分認定審査会委員	委員長 委員	障害支援区分認定審査会委員	委員長 委員
法務嘱託職員		法務嘱託職員	
農地利用最適化推進委員	委員	農地利用最適化推進委員	委員
予防接種健康被害調査委員	委員	(新設)	(新設)
その他の委員	委員長 委員	その他の委員	委員長 委員
	年 160,000 円 年 135,000 円 年 130,000 円 日 14,900 円 日 11,000 円 日 10,000 円 日 14,900 円 日 10,000 円 時 10,000 円 年 220,000 円 日 10,000 円 日 5,000 円 日 4,000 円		年 160,000 円 年 135,000 円 年 130,000 円 日 14,900 円 日 11,000 円 日 10,000 円 日 14,900 円 日 10,000 円 時 10,000 円 年 220,000 円 日 10,000 円 日 5,000 円 日 4,000 円

附則別表第1 (附則第4項関係) 中		附則別表第1 (附則第4項関係) 中	
法 ^レ 又 ^ハ は ^レ 条 ^レ 例 ^ニ 基 ^ツ く ^レ 委 ^員	社会福祉委員	委員長	年 144,000 円
		副委員長	年 121,500 円
		委員	年 117,000 円
	介護認定審査会委員	委員長	日 14,900 円
		副委員長	日 11,000 円
		委員	日 10,000 円
	障害支援区分認定審査会委員	委員長	日 14,900 円
		委員	日 10,000 円
	法務嘱託職員		時 10,000 円
	農地利用最適化推進委員	委員	年 198,000 円
		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	その他の委員	委員長	日 3,000 円
		委員	日 2,000 円
法 ^レ 又 ^ハ は ^レ 条 ^レ 例 ^ニ 基 ^ツ く ^レ 委 ^員	社会福祉委員	委員長	年 144,000 円
		副委員長	年 121,500 円
		委員	年 117,000 円
	介護認定審査会委員	委員長	日 14,900 円
		副委員長	日 11,000 円
		委員	日 10,000 円
	障害支援区分認定審査会委員	委員長	日 14,900 円
		委員	日 10,000 円
	法務嘱託職員		時 10,000 円
	農地利用最適化推進委員	委員	年 198,000 円
		委員	日 10,000 円
	予防接種健康被害調査委員	委員長	日 3,000 円
		委員	日 2,000 円

令和5年度低所得世帯価格高騰支援給付金事業の概要

≪補正予算額 49,981 千円≫ 財源：全額国庫補助金（10/10）

【事業費】 48,000 千円（1,600世帯×30千円）

【事務費】 1,981 千円

給料(会計年度任用職員)318千円、共済費63千円、需用費386千円、役務費719千円、委託料495千円、負担金補助及び交付金48,000千円

1. 事業目的

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり3万円を支給する。

2. 基準日

令和5年6月1日

3. 給付対象

- ①令和5年度分の住民税非課税世帯
- ②予期せず家計が急変し、住民税非課税相当と見なされる世帯

4. 給付額

1世帯につき3万円（①と②の重複した受給は出来ない）

5. 支給時期

①住民税非課税世帯【プッシュ型】

7月より支給開始予定

[手順]

- (1)抽出した対象世帯に案内、確認書(受給拒否の意向確認など)の送付
- (2)確認書の返送(対象世帯⇒役場)
- (3)確認書の審査、内容確認
- (4)振込データ作成
- (5)振込支給

②予期せず家計が急変し、住民税非課税相当と見なされる世帯【申請方式】

7月以降に申請を受理し、審査した後、口座振込により支給

6. 申請期限

①住民税非課税世帯【プッシュ型】

申請不要（但し、確認書の返送が必要）

②予期せず家計が急変し、住民税非課税相当と見なされる世帯【申請方式】

申請期限 令和6年1月31日

“エエ町江差”みんなの商品券事業の概要

<所管課：産業振興課>

◇事業の目的

電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を直接的に受けている町民負担の軽減を図り、町内事業所又は店舗での消費を促すことによる経済の好循環を推進することを目的に、町民全員に町内で活用できる商品券を配布する。

◇配布対象者

江差町に住民登録されている全町民を対象とする。
(基準日：令和5年7月1日)

◇配布する商品券

江差町が発行する「“エエ町江差”みんなの商品券」を町民1人あたり7,000円(1,000円券×7枚)分配布する。

◇配布の方法

ゆうパック等の確実な方法にて、世帯主に対し世帯員全員分の商品券を発送する。なお、不在者や施設入所者等については、定額給付金の例を参考に対応する。

◇利用期間

発行日から令和6年1月末日までとする。

◇事業の実施方法

取扱店の募集や換金等の事務を江差商工会へ委託する。

◇事業予算

事業費 55,600千円(国費46,783千円、一般財源8,817千円)

(単位：千円)

区分	金額	内 訳	
10	950	消耗品費(封筒ほか)	100
		印刷製本費(商品券印刷)	850
11	2,000	通信運搬費(商品券発送・ゆうパック等)	2,000
12	52,650	商品券換金代	49,000
		事務用品購入代	150
		ステッカー等印刷代	1,020
		振込手数料	80
		事務費(額面額の5%以内)	2,400
計	55,600		

<SDGSとの関連性>



令和5年度低所得子育て世帯価格高騰支援給付金事業 (ひとり親以外)の概要

≪補正予算額 1,516千円≫ 財源：全額国庫補助金(10/10)
【事業費】 1,300千円(26人×50千円)
【事務費】 216千円
給料(会計年度任用職員)159千円、共済費32千円、需用費21千円、役務費4千円、
負担金1,300千円

1. 事業目的

食費等の物価高騰等に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

2. 給付対象

- ①令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を受給した世帯。
- ②①のほか、対象児童の養育者であって、令和5年度分の住民税均等割が非課税である者又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和5年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められるもの。(家計急変者・申請により給付)

※対象児童とは、平成17年4月2日から令和6年2月29日までの間に出生した児童(特別児童扶養手当の対象児童については平成15年4月2日から令和6年2月29日までの出生児童)

3. 給付額

児童1人につき5万円(①と②の重複した受給は出来ない)

4. 支給時期

- ①【プッシュ型・申請不要】
6月下旬より支給開始
- ②【申請方式】
申請を受理し、審査した後、口座振込により支給

5. 申請期限

- ②令和6年3月15日

補正予算説明書

年度	令和5年度	補正時期	6月定例会
担当課係名	町民福祉課福祉子育て係	事業年度	令和5年度
事業名	日明保育園 屋根雨漏り板金補修工事		
予算区分	一般会計	予算科目	民生費・児童福祉費・常設保育所費
第6次総合計画との関係	第3編第2章分野別施策	(8) 子ども・子育て支援	成果指標（影響値）
	基本方針		
	具体的な施策		

◆事業の概要（施設の概要、計画など）

【現状】

町立日明保育園（字尾山町126番地）について、ホール及び子育て支援室の天井から雨漏りしており、天窓をつたって園児を保育するホールの蛍光灯付近も雨漏りし、漏電の危険性もある。

主に集合煙突付近の腐食が激しく、コーキング等での補修はできず屋根板金補修が必要である。また、陣笠は腐食で傾き大変危険であり、早急な補修が必要である。

【補修概要】

- ・屋根板金補修工事（集合煙突付近・谷付近補修）
- ・陣笠補修



◆予算情報

	年度	事業費	財源内訳					備考
			国庫	道	町債	その他	一般財源	
事業費	R5	722					722	
	R6							
	R7							
	R8							
	R9							
	計	722					722	

檜山地域人材開発センター西面外壁改修

<所管課：産業振興課>

○事業概要

檜山地域人材開発センターについては、経年劣化が著しく、鉄筋錆によるコンクリートの爆裂のほか、クラック（ひび割れ）が多数生じている状況となっている。令和4年度に正面外壁の改修工事を行ったが、西面についても、外壁のコンクリートの爆裂、クラック箇所が多数見られることから早期の改修を行う。

[施設概要]

- S59.3 北海道立江差専修職業訓練校として移転改築
- S63.1 北海道立江差高等技術専門学院に名称変更
- H10.4 江差町に移管、檜山地域人材開発センター開設



○事業内容

- ・外壁塗装改修（474 m²）
外壁面高压洗浄、クラック処理、鉄筋爆裂部補修、超弾性スタッコ塗装
- ・シーリング改修、水切改修

○事業費 16,128千円（財源：全額一般財源）



クラック 113か所（概数）、コンクリート爆裂 19か所（概数）



経営発展支援事業（初期投資促進）の概要

【事業費】 3,750千円（全額国・道補助）

<所管課：産業振興課>

1 事業の目的

農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するためには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。

このため、経営発展のための機械・施設用の導入を支援することにより、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図る。

（国の新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業）

2 交付対象

<対象者>

・令和4年度に新規就農し、独立・自営就農時の年齢が原則49歳以下の認定新規就農者。

・次世代を担う農業者となることについての強い意志を有している者。

<助成対象>

・機械・施設等の取得、改良又はリース

・家畜の導入

・果樹・茶の新植・改植

・農地等の造成、改良又は復旧

3 交付額等

対象経費の3/4以内

（対象経費の上限1,000万円。ただし経営開始資金の交付対象者は500万円）

<事業計画>

対象人数	使途	数量	対象経費	対象経費の内訳
1名 （令和4年10月新規就農者、肉用牛繁殖経営、経営開始資金交付対象者）	肉用牛の導入 （母牛）	12頭	500万円	国 1/2（250万円） 道 1/4（125万円） 本人1/4（125万円）

<SDGSとの関連性>



新豊川団地駐車場外灯LED化改修工事資料

年度	令和5年度	補正時期	6月定例会
担当課係名	財政課住宅管財係	事業年度	令和5年度
事業名	新豊川団地駐車場外灯LED化改修工事		
予算区分	一般会計	予算科目	土木費・住宅費・住宅管理費・工事請負費
第6次総合計画との関係	第3編第2章分野別施策	(20)住宅・住環境	成果指標（影響値）
	基本方針	①	
	具体的な施策	町営住宅の適正管理 ■町営住宅の適正な維持修繕と居住水準の向上	

◆事業の概要（施設の概要、計画など）

新豊川団地駐車場の外灯（防犯灯）について、経年経過により照度が低下しており、塩害等の影響を受け不点灯等の不具合が生じている箇所もあることから、団地内の防犯・安全を確保するとともに、設備の長寿命化を図るため、既設防犯灯（水銀灯）をLED化改修する。

■工期 令和5年6月～8月

■補正予算額 1,584千円（全額一般財源）

■駐車場外灯3基のLED化改修及びポール取替（下記位置）



令和5年度 学習指導員配置事業

(所管：学校教育課)

1 趣 旨

北海道において令和5年7月まで実施されている、新型コロナウイルス感染症対策を図る少人数指導やTT指導など教員の指導業務を補助し、子どもの学びの保証をサポートするために現に配置されている学習指導員について、8月以降も引き続き町において配置する。

2 対象校

町立小中学校5校

3 配置数等

各校各1名【小学校3・中学校2 計5名】(身分は江差町会計年度任用職員)

(1校あたり年間132日×3時間=396時間を上限)

※報酬 2,133千円(小学校1,280千円・中学校853千円)

通勤手当 285千円(小学校171千円・中学校114千円)

4 週当たりの勤務時間数

原則週当たり12時間以内を上限とする

5 配置期間

令和5年8月1日から令和6年3月31日まで

6 業務内容

- (1) TT指導や習熟度別学習を行う教員のサポート
- (2) 放課後・長期休業中を活用した補習授業のサポート
- (3) 校内外におけるオンライン学習のサポート
- (4) その他、教員が行う業務の支援のうち児童生徒と直接関わるもの